



利用状況調査(農地パトロール)を実施!

農業委員会では、7月から8月にかけて、利用状況調査(農地パトロール)を実施しました。

5つの地区ごとに農業委員、地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で町内を巡回し、遊休農地や違反転用されている農地がないかを調査しました。

農地の売買・農地を農地以外にするには農業委員会の許可が必要です!!

平成28年度転用案件現地調査・農業委員会総会日程予定表(9月以降分)

	申請書締切	転用案件現地調査日	農業委員会総会
9月	15日(木)	23日(金)	26日(月)
10月	14日(金)	24日(月)	25日(火)
11月	15日(火)	24日(木)	25日(金)
12月	9日(金)	21日(水)	22日(木)
1月	13日(金)	24日(火)	25日(水)
2月	15日(水)	23日(木)	24日(金)
3月	15日(水)	22日(水)	23日(木)

※日程については、変更する場合があります。

農業者年金で

農業者年金の特徴

しっかり積立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

担い手積立年金

1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。
(支払った保険料の15%~30%程度が節税)
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。
(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり
入口から出口まで
税制上の優遇措置が
あります

詳しくは… 農業者年金基金 検索 <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員) TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

村田町 農業委員会だより

発行日 平成28年9月1日

編集と発行 村田町農業委員会
村田町大字村田字迫6
電話 0224-83-6409



発行にあたっての挨拶

村田町農業委員会
会長 大沼 善明

日頃より、当農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年に農業委員会等に関する法律が一部改正されたことにより、当農業委員会の組織が平成28年4月1日から農業委員8名と新たに設置された農地利用最適化推進委員11名の合計19名の新体制でスタートすることになりました。

農業委員は、これまでどおり、原則毎月行われる農業委員会総会にて農地法第3条などの申請案件の審議・議決等を行います。農地利用最適化推進委員は、担当地区内での現場活動を主に行いながら、農業委員と連携して農地利用の最適化を推進していくことになります。

また、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進する活動も、4月1日から農業委員会の新たな必須業務となり、農業委員会の責務は、これまで以上に重大になってきました。

今後は、農業委員、農地利用最適化推進委員一丸となって、法律に則した適正な業務執行は当然のこと、地域の良き相談者として務めて参る所存ですので、これまで同様、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

全国農業新聞のご案内

全国農業情報はもちろんのこと、地域に特化した記事も多数あります。是非、ご購読ください。
毎週金曜日発行 購読料 月700円(送料、消費税込)
全国農業新聞に関するお問い合わせは、農業委員会まで

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

任期: 平成28年4月1日から
平成31年3月31日まで(3年間)

農業委員	
役職	氏名
会長	大沼 善明
会長職務代理者	山家 文雄
委員	渡邊 長松
	丹野 敬吉
	前野 幸子
	櫻井 とし子
	小山 昭一
	南部 仁

農地利用最適化推進委員	
担当地区	氏名
村田	佐山 加代子
	蘓武 達也
沼辺	二瓶 養作
	佐藤 義宏
	櫻井 正人
	渡邊 豊克
小泉	岩間 一義
	藤井 敏信
足立	村上 光博
	小林 光正
菅生	高橋 洋一

遊休農地の課税が強化されます

農業委員会が行う利用状況調査（農地パトロール）は、農地法第30条の規定に基づき必ず実施しなければならないものであり、毎年1回、町内の全農地の利用状況の調査を行います。

利用状況調査の結果、「遊休農地」と判断された農地については、農地法第32条の定めにより、所有者にその農地の農業上の利用の意向について調査（以下「利用意向調査」）を行うこととなります。

利用意向調査では、所有者に「自ら耕作する」、「自ら買い手あるいは借り手を見つける」など文書で農地利用の意向を確認しますので、調査の際にはご理解とご協力をお願いします。

対象となる遊休農地

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対して、農地中間管理機構（以下「機構」）と協議すべき事を勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化されます。

この協議の勧告が行われるのは、機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

※ただし、以下の場合は協議の勧告の対象となりません。

- ・当該農地が農業振興地域内にない場合
- ・農地中間管理機構が農地法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農地等の基準に適合しない旨を農業委員会及び所有者等へ通知した場合
- ・当該農地の所有者等から農地中間管理機構に対して貸付けを行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
- ・既に森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合

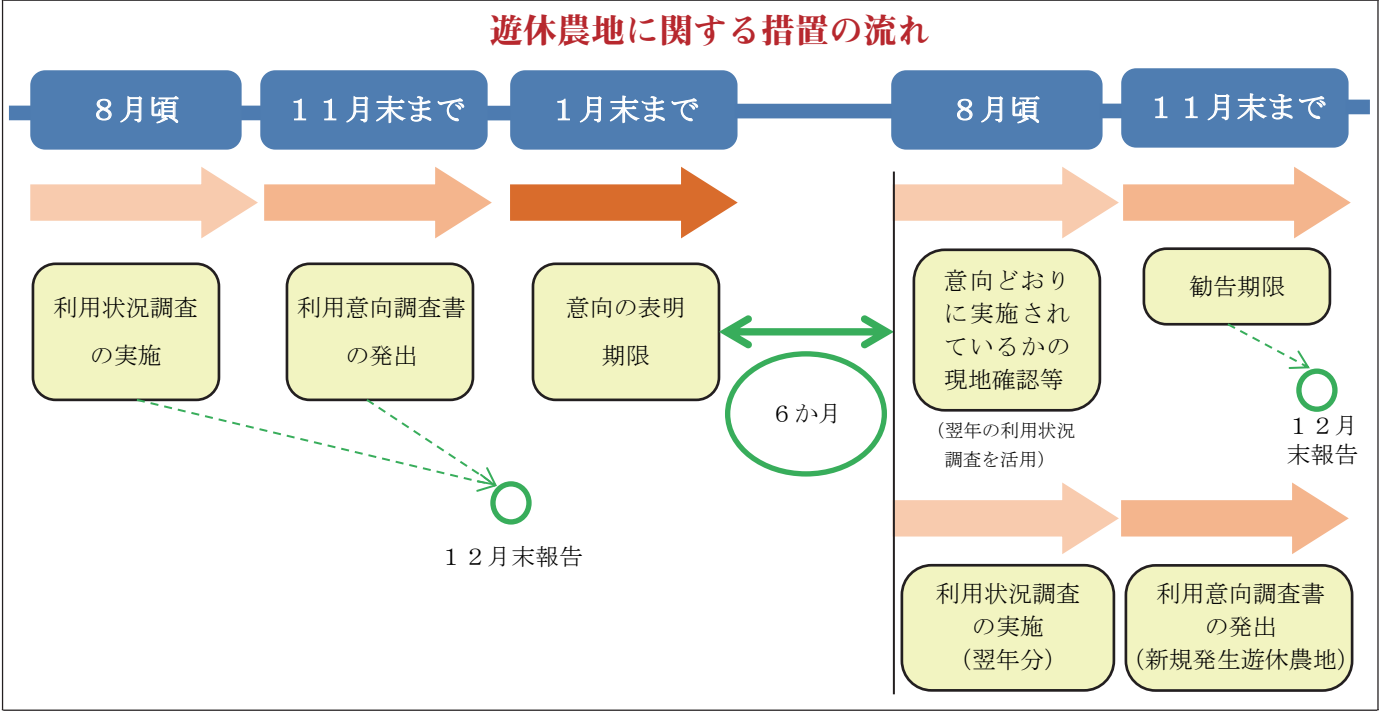
課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっており、勧告の対象となった遊休農地については、0.55を乗じないこととなります。

実施時期

平成29年度から実施。具体的には、毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、初年度については、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。

「遊休農地」とは（農地法第32条第1項第1号、第2号）
●過去1年以上農作物の作付がされず、草刈りや耕起などの維持管理行為もされていない農地（1号遊休農地）
●作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されたり、適切に管理されていないなど低利用の農地（2号遊休農地）



農地の貸し借りの新しい仕組み！
農地中間管理事業を活用しましょう

農地中間管理機構（みやぎ農業公社）とは

農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）は、賃借事業等（農地中間管理事業）を主体に農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、その実現を目指して事業を行う法人です。

耕作放棄地の解消にご協力下さい！

農地が荒廃・遊休化すると、近隣の農地に迷惑をかけたり、ゴミの不法投棄が発生したり、病虫害の発生や鳥獣被害の拡大、景観の悪化などの原因になります。

所有者の方には、下草刈りを行うなどご協力をお願いします。